

感 感 発 0930 第 2 号 令 和 7 年 9 月 30 日

都道府県各保健所設置市特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状にお悩みの方への支援について

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の罹患後症状 (以下「新型コロナの罹患後症状」という。) については、世界保健機関 (WHO) により、「post COVID-19 condition」として、「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも 2ヵ月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないものである。通常は COVID-19 の発症から 3ヵ月経った時点にもみられる」と定義されている。症状には、疲労感・倦怠感、関節痛・筋肉痛、呼吸困難感、頭痛、集中力低下、味覚障害などがあり、日常生活に影響することもある。

これまで、新型コロナの罹患後症状にお悩みの方への支援については、医療機関リストの公表等、各都道府県におかれても様々な取組に御尽力いただいてきたところではあるが、引き続き、下記事項に御留意の上、地域の実情に応じた環境づくりに取り組んでいただくようお願いする。

記

第一 新型コロナの罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の公表等に ついて

新型コロナの罹患後症状は、一般医療の中で診療できるものが少なくないことから、まずは、新型コロナの罹患後症状でお悩みの方が、かかりつけ医や地域の医療機関など(以下「かかりつけ医等」という。)を受診できるようにすること、また、かかりつけ医等で診療継続が難しい等の場合には、それぞれの症状に応じて、かかりつけ医等から専門医等へ紹介することが重要である。

新型コロナの罹患後症状にお悩みの方への対応については、「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の公表等につ

いて」(令和6年3月29日付け感感発0329第6号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知)においてお願いしてきたところであり、引き続き、必要な方が、適切な医療等に迅速に繋がることができる環境づくりに取り組んでいただくようお願いする。

特に、当該通知に記載のとおり、新型コロナの罹患後症状にお悩みの方の診療を実施している医療機関の公表については、当該通知の別添1 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の公表等に係る Q&A を参考に御対応いただきたい。また、医療機関のリストについては、可能な限り実態に即したものとなるよう、適切な頻度での精査・更新をお願いするほか、住民の方々が使いやすいように工夫されたい。

第二 新型コロナの罹患後症状に関する情報の周知について

(1)「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」について

主にかかりつけ医等の医療従事者向けに、新型コロナの罹患後症状でお悩みの方の診療の方針、罹患後症状が続く場合に活用できる支援制度等をお示しした「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」(以下「手引き」という。) や、手引きの内容をまとめた解説動画、手引きに準じたリーフレットを厚生労働省ウェブサイトで公表しているので、引き続き、管内関係者や医療機関に対しての周知をお願いする。

(参考1)新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント (第3.1版)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001422904.pdf

(参考2)解説動画

罹患後症状 https://www.youtube.com/watch?v=owYsieRYOTY

罹患後症状を訴える患者へのアプローチ

https://www.youtube.com/watch?v=Y7We9R7ihc0

産業医学的アプローチ https://www.youtube.com/watch?v=C_KHBStu2Ho

(参考3) リーフレット

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001260388.pdf

(2) 小児の罹患後症状の対応と教育機関等への周知について

小児においても、新型コロナの罹患後症状が認められることがあり学校生活等に影響を及ぼす可能性があるため、影響を最小限にすべく、迅速な対応が求められる。

医療従事者におかれては、器質的疾患の可能性を除外し、心理社会的因子 についても評価するなど、小児科医を含めた多診療科間連携に基づく丁寧な 対応が重要である。なお、手引きの第 10 章において、小児の罹患後症状に 関する解説を掲載しているほか、教育機関等との連携に関しては「コラム: 医療機関―学校等の関係者間連携と説明」を掲載しているので、参考にされたい。

教育機関等においても、関係者の理解が必要であることから、各自治体の衛生主管部局においては、教育担当部局(教育委員会及び都道府県においては私立学校主管部局を含む関係部局)に罹患後症状に関する情報提供を十分に行っていただくようお願いする。その際、(参考1)手引き(主に p.53、p.79)、(参考2)解説動画(主に、「罹患後症状」(45秒~2分56秒))や(参考3)リーフレットについて、教育関係者にも参考としていただけるよう有効に活用されたい。

なお、文部科学省から都道府県教育委員会及び私立学校主管部局等に対し、 新型コロナの罹患後症状に関して、別途周知される予定である旨申し添える。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

Email: SARSOPC@mhlw.go.jp

※件名の文頭に「【COVID-19】」を付記して下さい。

以上